

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からないい〜!？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

「有期労働契約の留意点」

定年後再雇用する場合など雇用形態をパートタイマーにするケースが多いと思います。
その際、有期労働契約（＝期間の定めのある契約のこと）を締結するわけですが、いくつ
か留意すべきポイントがあるうち、2項目解説しましょう。

★契約締結時の明示事項

①契約を締結するときは、**更新の有無**を明示する

・自動的に更新する ・更新する場合がある
・契約の更新はしない など

②契約を更新することがあると明示したときは、**判断基準**を明示する

・契約期間満了時の業務量により判断する ・勤務成績、勤務態度により判断する
・労働者の能力により判断する ・会社の経営状況により判断する
・従事する業務の進捗状況により判断する など

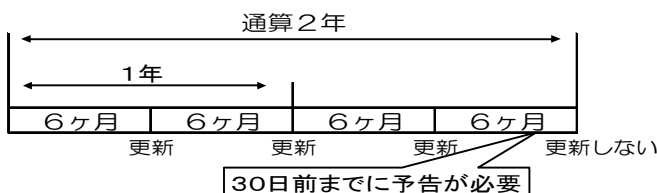
③契約締結後に①または②について変更するときは、**変更内容**を明示する

※トラブル防止のため、これらの事項は「書面」で明示することが望めます。

★雇止めの予告

雇入れから継続して1年を超えている有期労働契約を更新しない場合には、少なくとも
契約期間が満了する**30日前までに**その旨を予告する。

①期間1年以下の契約を反復更新した結果、継続勤務1年を超えた場合



②1年を超える期間の契約を結んでいる場合

